

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2016年11月号(J207)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

### 今月のトピックス

- 01 「2016 R&D 100 Award」、台湾の技術 6 項目が受賞
- 02 台湾の学生はクリエイティブ、ニュルンベルク国際発明展で健闘
- 03 「御茶」は容易に混同、「御茶釀」商標に権利侵害の判決
- 04 海賊版フェイスマスクのネット販売業者に 45 万新台湾ドルの賠償命令判決
- 05 著作権侵害の「台湾麥塊」サーバ設置場所を摘発、男 2 名を逮捕
- 06 台湾の違法貿易対策はアジア太平洋で 7 位

### 台湾知的財産権関連判決例

- 01 実用新案権関連  
大陸地区専利権（実用新案権）の帰属確認に確認の利益あり
- 02 著作権関連  
イラストレーターが金酒を著作権侵害で提訴するも敗訴確定

## 今月のトピックス

J161104Y1  
J161026Y1  
J161104Y5  
J161026Y5

### 01 「2016 R&D 100 Award」、台湾の技術 6 項目が受賞

米「2016 R&D 100 Award」の審査結果が11月4日（台湾時間）に発表された。經濟部技術処及び能源局（エネルギー局）がサポートしている「科專計画（Technology Development Program）」の研究開発チームによる技術 6 項目が受賞した。受賞した技術は、工業技術研究院（Industrial Technology Research Institute、以下「工研院」）の「iSmartweaR-センサ内蔵ウェア」、「車載用長距離フローティングマルチスクリーン HUD（Long-Distance Floating Multi-Screen Head-up Display）」、「歩行補助ロボット（Wearable Walking Assistive Exoskeleton Robot）」及び「高速充放電アルミニウム電池（Ultrafast Rechargeable Aluminum Battery）」、「SpeedPro-製造工程最適化ソフトウェア」、財団法人資訊工業策進会（Institute for Information Industry、以下「資策会」）の「ビジュアル化ガイドソリューション（Smart Glasses Guides）」。

今回の受賞技術はいずれも将来性と革新性をそなえ、現時点において人類や産業が抱える課題を解決するというものである。その中で、「歩行補助ロボット」はウェアラブル外骨格ロボット設計を採用しており、センサと動力補助を用いることにより、下半身麻痺患者が着用するだけで自ら行動できるようになるアシスト装置であり、脊椎損傷患者に再び立ち上がる希望の光をもたらすものとなる。「iSmartweaR」は運動時における心拍数、呼吸数などの生理情報をリアルタイムに計測できる。ウェアは洗濯や折り畳みが可能で絶縁性があり、着心地がよく、発汗しても信号の消失がなく、よりスマートなウェアとなっている。

モノのインターネット（IoT）関連分野における「車載用長距離フローティングマルチスクリーン HUD」はレーザー走査式ピコプロジェクト技術を主軸とするもので、ドライバーの前方 2m の場所に 26 インチのワイドなフローティングスクリーンを投射できるため、ドライバーは視線を移動せずにカーナビのルート、サイドビュー、車両状況情報など 3 つの独立した HUD 映像を見ることができ、より安全に走行できる。さらに「ビジュアル化ガイドソリューション」はスマートグラスと組み合わせたものであり、参観者はマルチメディアのガイド情報を享受でき、まるで専属のガイドがずっと付き添っているかのようかだ。

グリーンエネルギー、スマートマニュファクチャリング関連分野における「高速充放電アルミニウム電池」はグラファイトとアルミニウムを材料とし、高速での充放電が可能であり、大幅にコストを削減でき、安全性が高いため、未来において高い潜在力を有するエネルギー貯蔵手段となり、鉛酸電池に取って代わる可能性をそなえており、自動車バッテリー、電動カート（電動車いす）、倉庫用電動車両及び再生エネルギー等の電池領域に応用できる。「SpeedPro」は加工対象品に応じて切削動力学と最適化の方法を組み合わせ、作業員がより精確に工作機械を操作できるようにしている。

「R&D 100 Award」は国際的に権威ある R&D 大賞であり、毎年 1000 件以上の革新技术から重要な革新の意義をそなえ、人々の生活に大きな影響を与える商品化技術 100 項目を選抜している。今年で 54 回目を迎え、新技術が市場においてどのような革命的な地位を有するのかが鑑定する重要な指標となっている。（2016 年 10 月）

J161031Y1

### 02 台湾の学生はクリエイティブ、ニュルンベルク国際発明展で健闘

ドイツのニュルンベルク国際発明展（iENA）は世界三大発明展の一つに数えられ、2016 年台湾代表団は合計 51 点の作品を出展し、金賞 18 個、銀賞 17 個、銅賞 9 個、合計 44 個を獲得して、ここ 5 年間の最多記録を更新した。

2016 年はとくに青少年の部での成績には瞠目すべきものがあった。合計 10 点が出展し、金賞 6 個、銀賞 2 個、銅賞 2 個を獲得するという好成績をあげており、若い学生たちの創造力と技術力は侮れない。基隆市の銘傳国中（中学）に在籍する高子庭さんが発明した「盗難防

止バッグハンガー」は金賞を獲得した。これは警報アラームと警報ランプを内蔵するフックで、テーブルの端にバッグをかける時に使うことができ、フックに内蔵された自動圧カスイッチによりフック上の物品（バッグ）が消失したり重量が減ったりしたとき（盗まれたとき）に、アラームとランプが自動的に起動し、盗難防止効果を発揮する。

また台北市の民生国中に在籍する白朝蓉さんが発明した「サバイバル用シェイク瞬間着火器」も金賞を獲得した。白さんによると、これは手で揺すり運動エネルギーを電気エネルギーに変換することで瞬間的に着火でき、ライターのカスを切り捨ててしまう又は火打石で火を起すのが難しいなどの問題点を完全に克服した野外でサバイバルするための救命グッズだという。

大学/大学院の部では、輔仁大学に在籍する涂茗澤さんと陳俊成さんが悠遊卡（EasyCard、訳注：日本の SUICA などのプリペイドカードに相当）のカード読取システムと傘立てとを組み合わせて、「盗難防止傘立て」を発明した。このデザインのコンセプトは YouBike（訳注：台北のレンタサイクルサービス）に似ており、悠遊卡のデータを専用の読取システムに入力するだけで、傘立てのロックを解除して傘を入れ、再びカードを読み取らせるとロックをかけることができる。

台北城市科技大学に在籍する許景淵さんと黄泓傑さんが発明した「マイナス水素イオン水及びエネルギー水のダブル機能活水製造装置(A bifunctional manufacturing equipment of producing negative hydrogen ion and energy water which can improve the physical health)」はコンテストにおいて金賞を獲得した。この商品はすでに米国市場に参入している。これは pH 値が 9 のアルカリ水を生成することができ、長期間飲むことでアンチエイジング効果がみられ、現在は主に医師とガン患者が使用している。（2016 年 10 月）

J161022Y2

J161021Y2

### 03 「御茶」は容易に混同、「御茶醸」商標に権利侵害の判決

佳格食品股份有限公司（Standard Foods Corporation、以下「佳格公司」）の醤油「御茶醸」が茶飲料「御茶園」を販売する維他露食品股份有限公司（Vitalon Foods Co., Ltd.、以下「維他露公司」）に権利侵害で提訴された。

維他露公司の主張によると「御茶醸」は醤油だが、「御茶園」商標と高度に類似しており、消費者に同じシリーズの商標であると誤認混同させるといふ。また知的財産裁判所も、茶と醤油はいずれも飲食に関するものであり、消費の重複度が極めて高いと認めた。さらに佳格公司には、別の商標異議事件判決で敗訴した後も、なお「御茶」と「醸」を含む文字を以てその他の商標の登録を出願した事実があり、佳格公司には「御茶園」商標を侵害するおそれがあるため、知的財産裁判所は佳格公司に敗訴の判決を下した。上告した後、最高裁判所は知的財産裁判所の見解を維持して「御茶醸」を生産する佳格公司に敗訴の判決を下し、「御茶園」に類似する文字及び図案を継続して使用することを禁じるとともに、全面的に商品を回収するよう命じ、全案の判決が確定した。（2016 年 10 月）

J161008Y2

### 04 海賊版フェイスマスクのネット販売業者に 45 万新台湾ドルの賠償命令判決

交際関係にあった何被告（女）と張被告（男）は、中国からの輸入品であるフェイスマスク「我的美麗日記」の模倣品を 2013 年 3 月から 2013 年末までの間にネットで 1 箱あたり 120 万新台湾ドルで購入した後、さらに 1 箱あたり 150～180 万新台湾ドルで合計 3000 箱（総額 45 万新台湾ドル）を転売した。2013 年末に両被告が別れた後も、張被告は模倣品のフェイスマスクを 2014 年 3 月末までネットで販売し続けた。統一薬品股份有限公司（President Pharmaceutical Corporation、以下「統一薬品公司」）はこれを発見した後、2 人を提訴し賠償を請求した。知的財産裁判所は両被告に対して 45 万新台湾ドルを統一薬品公司に賠償するほか、張被告に対しては単独で 13 万 5000 新台湾ドルを統一薬品公司に賠償するよう命じる判決を下した。本件はさらに上訴できる。

何被告と張被告は、仕入れたフェイスマスクが模倣品だとは知らず、さらに中国からの輸入品だとも知らなかったうえ、フェイスマスクは中国人に売るともりだったと抗弁した。しかし

ながら知的財産裁判所は、両被告が美容関連の業界で働いており、美容関連製品のブランドや価格については一般人よりよく知っているはずであり、両被告がネットで仕入れたフェイスマスクの価格は市価の約半額であることから、両被告が模倣品であることを全く疑わなかったはずはなく、さらにネットのバイヤーからいかなる領収書も商品の出所証明も受け取っていないことは商習慣に合致しないため、両被告の供述を採用できないと判断した。(2016年10月)

#### J161004Y3

##### 05 著作権侵害の「台湾麥塊」サーバ設置場所を摘発、男2名を逮捕

スウェーデンの有名なゲーム「Minecraft (マイクラフト)」は世界中で流行しているが、台湾の朱被告人と游被告人が2年前から「台湾麥塊」という名前でプライベートサーバを設置し、不特定の第三者に暗号解読済み Minecraft ゲームプログラム (訳注: いわゆる Warez) のダウンロードを提供し、さらには賛助の名目で会員から費用を徴収していた。サーバ台数は30台余り、会員数は延べ17万人に上っていた。(内政部警政署の) 保安警察第二総隊刑事警察大隊は Minecraft の運営会社からの通報と告訴を受けた後、台中でサーバの設置場所を摘発し、取調べの後に上記2名を著作権法違反で送検した。

このように費用を徴収して大胆にプライベートサーバを経営して利益を得る方法は正規の Minecraft ゲーマーから非難を受け、Minecraft の運営会社からも正式に文書で朱被告人と游被告人の2名に警告が出されていたが、2名ともこれを取り合わず、著作権侵害が改善されなかったため、Minecraft の運営会社は弁護士に委託して保安警察第二総隊刑事警察大隊に告訴を提起した。

警察は長期にわたり証拠を集め、各サーバの IP アドレスを追跡、確認し、先日台中のマンション内に2名が設置した「台湾麥塊」の機械室を摘発し、現場で32台のサーバ、無停電電源装置 (UPS)、ルータなどの設備を差し押さえた。警察側が検証したところ、複製及び解読された Minecraft プログラム、会員のゲーム記録、取引記録等がいずれも保存されていることが確認された。両被告人が多数のサーバ運用維持や会員クレーム処理のために費した人件費と固定費が1ヵ月あたり20万新台幣ドル近くに達していたことから、利益がいかにか多いかをうかがい知ることができる。(2016.10)

#### J161014Y8

#### J161014Z8

##### 06 台湾の違法貿易対策はアジア太平洋で7位

英エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) が発表した「違法貿易環境指数 (ITEI)」によると、台湾はアジア太平洋17カ国・地域において違法貿易対策の順位が7位 (69.8ポイント) となり、シンガポールと肩を並べた。台湾は4つの評価項目のうち「違法貿易の供給と需要」での評価が最も高く (4位)、「貿易の透明性」で最も低かった (13位)。

17カ国・地域において、スコアが最高だったグループにはオーストラリア、ニュージーランド及び香港が含まれ、いずれも80ポイントを上回った。次に高いグループには日本、韓国、マレーシア、台湾及びシンガポールが、3番目に高いグループには中国、タイ、フィリピン、ベトナム及びインドネシアがそれぞれ含まれている。最低のグループにはカンボジア、ラオス及びミャンマーが含まれ、いずれも25ポイント以下だった。

4項目の評価項目には「知的財産権の保護」、「貿易の透明性」、「税関環境」、「違法貿易の需要と供給」が含まれ (満点は100ポイント)、台湾はそれぞれ6位、13位、5位、4位に番付された。(2016年10月)

# 台湾知的財産権関連判決例

## 01 実用新案権関連

### ■ 判決分類：実用新案権

#### I 大陸地区専利権（実用新案権）の帰属確認に確認の利益あり

#### II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】103年度民專上更(一)第7号

【裁判期日】2015年8月27日

【裁判事由】専利権（実用新案権）移転登録

上訴人 台湾緑牆開発股份有限公司 (TAIWAN GREEN WALL DEVELOPMENT CO., LTD.)  
被上訴人 馬○旦

上記当事者間における専利権（実用新案権）移転登録事件について、上訴人は2013年1月4日当裁判所101年度民專訴字第37号第一審判決に対して上訴を提起し、最高裁判所による第一回差戻し審を経て、当裁判所は2015年8月13日に口頭弁論を終結し、次のとおり判決する：

#### 主文

原判決の上訴人による後出の第2、3項の請求棄却部分、及び訴訟費用に関する判決をすべて取り消す。

經濟部知的財産局中華民國M417768号新型専利（訳注：「専利」には発明専利（特許）、新型専利（実用新案）、設計専利（意匠）が含まれるが、本件では新型専利を指すため、本件専利を以下「実用新案」と記す）の実用新案権は上訴人台湾緑牆開発股份有限公司と被上訴人馬○旦の共有であることを確認する。

中華人民共和國公告号CZ000000000U実用新型専利（実用新案）の専利権（実用新案権）は上訴人台湾緑牆開発股份有限公司と被上訴人馬○旦の共有であることを確認する。

第一、二審及び差戻し前の第三審の訴訟費用は被上訴人の負担とする。

#### 一. 手続部分

(一) 本事件は中国大陸地区の専利権対象に関わるもので、台湾地区與大陸地区人民關係条例（以下、「兩岸人民關係条例」）が適用される。兩岸人民關係条例第1条に「本条例で規定されていないときは、その他の関連規定を適用する」と定められている。つまり兩岸人民關係条例に管轄権に関する規定がないため、民事訴訟法の規定適用を類推すべきである。

本件被上訴人は居住地がわが国域内の台湾地区であり、上記説明により、わが国台湾地区の裁判所が本件民事事件の管轄権を有するものである。

(二) また本件は専利法により生じた第二審民事事件であり、智慧財産法院組織法（知的財産裁判所組織法）第3条第1号規定により、当裁判所が法により管轄権を有する。

(三) 兩岸人民關係条例の第51条第2項には「権利を対象とする物権については、権利成立地（権利付与国）の規定による」と規定されている。専利権は準物権であり、上記規定の適用が類推でき、係争実用新案の許可及び成立地の規定を準拠法とすべきである。よって、本件において台湾地区の実用新案には中華民國の法律を、大陸地区の実用新案には大陸地区の法律を適用する。

#### 二. 実体部分

##### (一) 事実概要

(上訴人の主張によると、)被上訴人が2008年11月にそれが所有する第M367678号実用新案を以って訴外人方智股份有限公司 (EASTERN HORIZONS CORPORATION、以下「方智公司」) と共同開発プロジェクトに係る契約を結び、方智会社の株主と被上訴人は上訴人 (会社)

を共同で設立した。その後被上訴人は第 M367678 号実用新案について上訴人に実施許諾を行ったため、上訴人設立当初、被上訴人が上訴人の董事長（訳注：取締役会長に相当）兼総経理（訳注：社長に相当）に就任した。被上訴人は上訴人と実用新案実施許諾書（以下、「係争実用新案実施許諾書」）を結び、被上訴人が上訴人のリソースを利用して研究開発を行ったならば、研究開発成果は双方が共に享受すると約定した。ところが被上訴人は在籍期間中に上訴人のリソースを利用して研究開発成果について、上訴人の経費を使用して登録出願し、第 M417768 号実用新案「花槽（Flower tank）」（即ち「係争台湾実用新案」）を取得し、さらにこの実用新案資料に基づいて大陸地区で同じ内容の大陸実用新案（即ち「係争大陸実用新案」）の登録を出願し、取得した（係争台湾実用新案と係争大陸実用新案を併せて「係争実用新案」という）。被上訴人が上訴人の総経理を務めていた期間、その担当業務は管理のみならず、顧客の開拓、製品の開発等も含まれていた。2010 年 7 月に上訴人責任者鄧〇仁が 2010 年上海国際博覧会（EXPO 2010 SHANGHAI）の展示会場を参観し、帰国した後、被上訴人に立体緑化製品の改善の方向性を伝え、2011 年初めに上海国際博覧会で撮影した写真を会社のグラフィックエンジニア郭〇〇に渡して、郭〇〇に被上訴人に協力して係争実用新案を開発、完成するよう指示し、係争実用新案の明細書における図 1 と図 2 を除く図 3～9 は郭〇〇が作成したものである。郭〇〇は作図した後、該考案の実施可能要件の有無を評価するため、生元模型企業有限公司（SIEN YIAN MODEL CORP., LTD.、以下「生元公司」）と連絡して模型を製作し、サンプルを送って模型が実施可能であることを確認した後、被上訴人は 2011 年 4 月 19 日に係争実用新案登録を出願した。このため、テスト、金型製作、作図、出願に必要な経費はいずれも上訴人のリソースが使用されている。係争実用新案実施許諾書の規定に基づき、係争実用新案は双方の共有として登録すべきである。民事訴訟法第 247 条規定により、（上訴人は）係争実用新案が上訴人と被上訴人の共有であることを確認するよう請求した。原審（第一審）では上訴人敗訴の判決が下され、上訴人はこれを不服として上訴を提起した。当裁判所の前審（第二審）でも上訴人敗訴の判決を行ったため、上訴人はさらに不服として上訴を提起し、最高裁判所（第三審裁判所）は同判決を破棄して当裁判所に差し戻した。

（二）両方当事者の請求内容：

1. 上訴人の請求：(1) 原判決を取り消す。(2) 經濟部知的財産局 中華民國 M417768 号実用新案の実用新案権は上訴人と被上訴人の共有であることを確認する。(3) 中華人民共和國公告号 CZ000000000U 実用新案の実用新案権は上訴人と被上訴人の共有であることを確認する。
2. 被上訴人の答弁：上訴を棄却する。

（三）本件の争点

1. 上訴人による本件訴訟の提起に確認の利益が存在するのか。
2. 係争協議書は株主全体の署名捺印が有って始めて発効するのか。
3. 係争実用新案実施許諾書は成立、発効しているのか。係争協議書が株主全体の署名捺印が無いことによって不成立とはならないか。
4. 係争協議書の実施許諾関係は 2012 年 11 月 17 日に解約されているが、これは係争実用新案実施許諾書第 4 条の研究開発成果を共に享受する約定の効力に影響を及ぼすか。
5. 被上訴人は上訴人のリソースを使用して本件実用新案を研究開発したのか。

（四）判決理由

1. 上訴人による本件確認訴訟提起に確認の利益が存在する：  
雇用関係により生じた専利出願権及び専利権の帰属に係る争議は、まず民事裁判所に対して専利出願権及び専利権の帰属確認に係る訴訟を提起し、勝訴判決が確定した後、該確定判決を添付し、専利主務機関に権利者名義変更を申請できる（司法院 2012 年度知的財産法律座談会の結論を参照）ということは、（司法）実務において雇用関係以外の専利出願権及び専利権の帰属に係る争議にまで拡大適用されている。さらに当裁判所は法務部（訳注：日本の法務省に相当）を通じて大陸地区の最高人民法院に当裁判所が行う「大陸地区実用新案を双方の共有とする」という判決が大陸地区で執行できるか、大陸地区の関連機関が当裁判所の判決に基づいて実用新案権者を共有に変更できるかについて問い合わせたところ、大陸地区の最高人民法院から『『最高人民法院關於人民法院認可台湾地区有關法院民事判決的規定（最高人民法院裁判所の人民裁判所による台湾地区関連裁判所の民事判決の認可に関する規定）』の関連規定に基づき、当事者が大陸の関連人民裁判所に台湾地区関連裁判所の有効な民事判決を認可、執行す

るよう申請できる。人民裁判所が認可決定した台湾地区関連裁判所民事判決は、人民裁判所の有効判決と同じ効力を有する」との返事を受け、(2015)法助台請(調)復字第31号海峡兩岸共同打擊犯罪及司法互助協議調查取證回復書(訳注:「海峡兩岸共同打擊犯罪及司法互助協議(海峡兩岸共同犯罪取締り及び司法相互協力協議)」は2009年6月に発効)が添付資料としてファイルされており参照できる。被上訴人は現在それぞれ係争台湾実用新案及び係争大陸実用新案の実用新案権者として登録されており、上訴人は本件訴訟を提起して、係争実用新案が上訴人と被上訴人の共有であることを確認するよう請求しており、被上訴人は否認しているが、上訴人には法律上の地位に不安な状況が確かに存在しており、さらに確定判決を以てわが国及び大陸地区の関連機関に実用新案権者を変更することに関する上記説明から、この不安な状況は裁判所の確認判決で除去できることが分かるため、係争実用新案が双方の共有である状況を確認する上訴人の請求には、確認の利益が存在し、本件の確認訴訟を提起することができる。

#### 2. 係争実用新案実施許諾書はすでに成立、発効している :

契約関係の存在を主張する場合は、その契約締結の事実を証明できなくても、契約履行の事実により、その契約関係の存在を推定でき、契約当事者が理由もなく否認することは許されない(最高裁判所21年上字第3046号判例趣旨を参照)。本件被上訴人は製品と関連がない支出を差し引いた後利益の基準額として係争協議書で約定された15%でライセンス料を計算し、董事長の署名なしに無断で受け取ったことを認めており、双方の利益に対する計算式が異なったため、背任罪の判決が確定された等と述べていることから、被上訴人は主観的にも係争協議書を以て契約履行の基礎とし、被上訴人にはすでに係争協議書による履行の事実があることが分かり、被上訴人が本件訴訟において係争協議書の効力を否認することは採用できない。係争協議書はすでに発効しており、係争協議書が成立、発効していないため係争実用新案実施許諾書も成立、発効していない云々とする被上訴人の答弁は採用することができない。双方が係争協議書及び実用新案実施許諾書において被上訴人がM367678号実用新案権の実施を上訴人に許諾し、ライセンス料をどのように分配するか、上訴人のリソースを利用した研究開発は共に享受する等の契約に必要なポイントについてはいずれも合意に達しており、契約はすでに成立している。被上訴人は係争実用新案実施許諾書の効力を根拠なく否認しており、それが事実であると立証できないため、その主張は採用できない。

#### 3. 係争実用新案実施許諾書第4条の効力は係争協議書(の実施許諾関係)が2012年11月17日に解約されている影響を受けない :

係争実用新案実施許諾書は双方のM367378号実用新案に対する権利と義務について規定しているほか、被上訴人が上訴人のリソースを使用した研究開発成果はいかに帰属するかの問題も規定されており、これは即ち本件の係争実用新案が双方の共有に帰するか争点に関連している。このため、たとえ双方がM367378号実用新案の実施許諾関係を2012年11月17日に解約したとしても、係争実用新案実施許諾書の係争実用新案権の帰属権に対する効力には影響しない。況してや契約解約はその後効力が生じたもので、係争実用新案は2011年4月19日に登録出願が行われ、その時点で係争協議書はまだ解約されておらず有効な状態にあった。双方はなお係争実用新案実施許諾書第4条の約定により係争実用新案権の帰属を判断すべきである。

#### 4. 係争実用新案権は双方の共有とすべきである :

わが国は専利出願権及び専利権の原始取得について、発明者、実用新案考案者又は意匠創作者が他人と約定してはならないというわけではなく、契約に専利法第9条規定のような無効の事由が無いならば、当事者はその拘束を受けなければならない(最高裁判所103年度台上字第1479号判決趣旨を参照)。また、大陸地区の専利法第6条と第7条によると、大陸地区は専利出願権及び専利権の原始取得について、所属組織の物質的・技術的条件を利用して完成するならば、所属組織と発明者は契約で専利権の帰属を約定してもよいと規定されている。

係争実用新案実施許諾書第4条には「甲方(即ち馬○旦)が乙方(即ち台湾綠牆開發股份有限公司)のリソースを使用して研究開発を行うとき、研究成果は双方が共に享受するものとする。」と記載されている。その約定の真意は、被上訴人が研究開発した実用新案が上訴人のリソースを使用したものならば、該実用新案は双方の共有で登録すべきであるというものであり、これは双方が争うものではない(本裁判所ファイル第91頁)。該約定は上訴人のリソースを

利用して研究開発が行われた時、実用新案権はどのように帰属すべきかを約定したもので、被  
用者が職務により完成した発明、実用新案又は意匠の権益を享受してはならないと約定するも  
のではなく、わが国の専利法第 9 条の無効事由はなく、該約定は大陸地区の専利法第 7 条の  
規定にも適合しており、上記説明により、双方は上記約定の拘束を受けるべきである。

本件が次に審理すべきものは、即ち係争実用新案の研究開発が上訴人のリソースを使用した  
か否かである。被上訴人が係争実用新案の研究開発を行う前に、上訴人は上海国際博覧会への  
参加費用を支払っており、上訴人の営業部門も市場情報及び顧客資料を被上訴人に提供し研究  
開発の方向性を示している。さらにテスト、金型製作、作図、実用新案登録出願に必要な関連  
費用はいずれも上訴人のリソースを使用したものである等の証言、さらには係争実用新案の登  
録出願時の審査料、証書代及び 1 年目の登録料、専利商標法律事務所の代理手続料等はいず  
れも上訴人が支払っている等の状況を総合的に見て、係争実用新案は上訴人のリソースを利用  
して研究開発されたものと認めるべきであり、係争実用新案実施許諾書第 4 条及び双方の約定の  
真意により、係争実用新案は双方の共有として登録すべきである。

5.以上をまとめると、上訴人には本件確認訴訟提起に確認の利益が存在しており、係争実用新  
案実施許諾書はすでに成立、発効しており、「上訴人のリソースを使用して研究開発を行った  
ならば、研究開発の成果は双方が共に享受する」という約定はわが国の専利法又は大陸地区の  
専利法における無効の事由が存在せず、双方はその拘束を受けるべきであり、本件係争実用新  
案は上訴人のリソースを使用して研究開発が行われたもので、本件係争実用新案は双方の共有  
するものであると確認を上訴人が請求したことには根拠があり、原審が上訴人敗訴の判決を下  
したことは法に合うものではなく、上訴の趣旨で原判決のこの部分是不適切であると指摘し、  
(原判決を)取り消し改めて判決するよう求めることには理由があり、当裁判所は(原判決を)  
取り消し改めて主文第 2 項、第 3 項に示すとおり判決する。

以上の次第で、本件上訴には理由があり、智慧財産案件審理法(知的財産案件審理法)第 1  
条、民事訴訟法第 450 条、第 78 条により、主文のとおり判決する。

2015 年 8 月 27 日  
知的財産裁判所第二法廷  
裁判長 曾啓謀  
裁判官 林秀圓  
裁判官 蔡如琪  
2015 年 9 月 7 日  
書記官 邱于婷

## 02 著作権関連

### ■ 判決分類：著作権

#### I イラストレーターが金酒を著作権侵害で提訴するも敗訴確定

#### II 判決内容の要約

最高裁判所刑事判決

【裁判番号】104 年度台上字第 3390 号

【裁判日期】2015 年 11 月 11 日

【裁判事由】著作権法違反

上告人 張哲銘

被告人 金門酒廠実業股份有限公司(Kinmen Kaoliang Liquor Inc.)

被告人 欧陽○梅

李○正

張○原

上記上告人が被告人等を著作権法違反で私人訴追する事件は、上告人が 2015 年 7 月 29 日 第 2 審判決（103 年度刑智上訴字第 62 号、私人訴追事件番号：台湾台北地方裁判所 99 年度自字 124 号、101 年度自字第 21 号）を不服として上告したもので、本裁判所は次のとおり判決する。

主文

上告を却下する。

### 一 事実要約

被告人欧陽○梅は当時、金門酒廠実業有限公司（以下「金酒公司」という）研究組包装設計股長（訳注：研究開発チーム包装デザイン係係長に相当）を担当し、被告人李○正は金門県政府から派遣されて金酒会社の董事長（訳注：代表取締役会長に相当）、被告人張○原は金酒会社の技術副總經理（訳注：技術担当副社長に相当）であった。金門県政府が斑馬文創有限公司（Zebra Art Co., Ltd.）を通じて私人訴追人に絵本「浯島四月十二日迎城隍」（以下「係争絵本」という）の製作を委託し、斑馬文創有限公司が私人訴追人と契約を結び、その中で私人訴追人は係争絵本の著作者であり、かつ金門県政府文化局は私人自訴人の著作人格権を侵害しない状況において該叢書に関する 5 年間の著作権を有し、出版及びその他の関連活動での使用権を含むと約定した。その後金門県政府は浯島迎城隍記念酒の発売を決定し、陶器工場である金門県陶器廠（以下「金門陶器廠」という）に記念酒ボトルの製造を指示し、金酒会社がボトル本体の図案デザイン及び発売、販売等事項を担当した。金門陶器廠は金酒会社に代わって訴外人翁○鈞に記念酒のボトル及び包装箱のデザインを外注し、係争絵本を参考に供した。翁○鈞は係争絵本の一部の図案を複製、改作（訳注：中国語の「改作」には翻訳と翻案が含まれる）して、記念酒のボトル及び包装箱の図案とし、かつ私人訴追人の氏名をデザイン図の案内に標示しなかった。私人訴追人は被告人欧陽○梅が係争デザイン図案部分に利用許諾証明が添付されていないのを知りながら、確認せずに直接利用に同意しており、被告人張○原は関連の稟議を許可し、被告人李○正は被告人金酒公司を代表して金門陶器廠と係争記念酒ボトルの調達契約書を結び、3 人は共同で他人の著作財産権を侵害し、被告人金酒公司は被用者及び代表者が業務の遂行により前述の罪を犯したため、法により罰金刑を科すべきであるとして、私人訴追を提起した。

原審裁判所は以下のように認定した。本件は欧陽○梅、李○正、張○原には私人訴追人の著作権を故意に侵害した行為があったとは認めがたく、著作権法違反を以って刑事責任を問うことはしない。また欧陽○梅、李○正、張○原に私人訴追人が指摘する著作権法違反の犯行を証明することはできず、即ち著作法第 101 条の規定により金門公司に罰金刑を科すことはしない。よって無罪を告知すべきである。私人訴追人は原判決を不服として上告を提起した。

（訳注：日本の刑事訴訟法にはわが国の私人訴追制度が存在しない。わが国の私人訴追制度は、被害者が弁護士に委任すれば、直接裁判所に提訴でき、検察官による取調べと起訴を経る必要がない。ただし、私人訴追には法に定められた制限が設けられており、例えば、告訴や請求を親告する罪に対して告訴又は請求をすでにしてはならないとき、私人訴追することはできなかつたり、検察官がすでに取調べを開始している案件も原則的に私人訴追してはならなかつたりする。）

### 二 両方当事者の請求内容

私人訴追人の上告趣旨：

被告人欧陽○梅、李○正、張○原は共同で著作権法第 91 条第 1 項、第 2 項、第 91 条の 1 第 1 項、第 2 項、第 93 条第 1 号の罪を犯し、被告人金酒公司は被用者即ち被告人欧陽○梅、張○原及び代表者即ち被告人李○正が業務の遂行により前述の罪を犯したため、同法第 101 条第 1 項の規定により同法第 91 条第 2 項に定める罰金刑を科すべきである。原判決には判決理由の矛盾、判決理由及び証拠採用における経験則及び証拠資料に関する倫理法則の違反、審判における証拠の未調査、及び判決の理由不備などの誤りがある。

### 三 本件の争点

被告人欧陽○梅、李○正、張○原には著作権侵害の故意があったか否か。

#### 四 判決理由の要約

1. 欧陽○梅は記念酒ボトル及び包装箱の図案デザインの委託に関する詳細事項に参加したことがなく、かつ翁○鈞は該著作権利用許諾の合法性に疑いを抱いたことがなく、金酒会社の担当者である欧陽○梅はその後翁○鈞が記念酒のボトル及び包装箱の図案デザインが完成した際に、私人訴追人の著作権を侵害する可能性を疑う理由はなかった。
2. 金門県政府文化局と金酒会社が係争絵本著作物の画像ファイルに関する利用許諾問題について前後して公文書を取り交わしているが、いずれも営業組と総務室が署名しており、研発組は2010年6月14日になって始めて確認の署名をしている。金門陶瓷廠が調達契約に基づいて係争記念酒ボトルの図案を印刷したボトルを5月17日に納品する前に、欧陽○梅が記念酒ボトル及び包装箱の図案デザインには係争絵本著作物を侵害している状況を知っていたという証拠はなく、その著作権侵害が故意であったとは言えない。
3. 記念酒ボトル及び包装箱の図案は、係争絵本著作物を複製した違法複製品であり、違法複製品の頒布は第91条の1第1項規定により処罰しなければならない。しかしながら欧陽○梅は係争記念酒のボトル及び包装箱に係争絵本著作物の著作権を侵害しているという争議があるとは知らず、主観的に私人訴追人の著作財産権又は著作人格権を侵害する故意はなく、著作権法第91条の1第1項の罪に該当しない。
4. 記念酒ボトル及び包装箱の発注書及び関連の公文書にはいずれも李○正の指示がなかった。張○原が許可/指示した発注書や李○正が署名した最低入札価格表にはいずれも金酒会社が調達したいボトル、紙箱及びラベルの数量、寸法、容量等の規格又は許可決定された最低入札価格の金額のみが羅列され、ボトル、紙箱の図案又は当該図案の著作権に関する事項については何ら記載も標示もない。李○正又は張○原はこれらの書類のみから記念酒ボトル及び包装箱の図案デザインに関する係争絵本著作物の著作権侵害の有無を知りえない。李○正、張○原には主観的に私人訴追人の著作権を侵害する故意がなかったことを証明できる。
5. 以上をまとめると、私人訴追人が提出した証拠資料は、金酒会社が発売した記念酒が私人訴追人の同意又は利用許諾を受けておらず、係争絵本著作物が記念酒之ボトル及び包装箱の図案に複製された等の状況のみを証明できる。しかしながら欧陽○梅、李○正、張○原等の前記犯行について主観的犯意が成立できるか否かについては、欧陽○梅、李○正、張○原がいずれも金門県政府文化局と斑馬公司若しくは斑馬公司与私人訴追人との間における係争絵本著作物に関する協議内容、又は翁○鈞が係争絵本著作物をデザインの要素として完成した係争記念酒のボトル及び包装箱の図案が係争絵本著作物を侵害している状況、販売を意図して、金門陶瓷廠が該図案をプリントした記念酒之ボトル及び包装箱を渡した状況を知っていたとは証明できない。本件はなお欧陽○梅、李○正、張○原に私人訴追人の著作権を故意に侵害した行為があったとは認めがたく、著作権法違反を以って刑事責任を問うことはしない。また欧陽○梅、李○正、張○原に私人訴追人が指摘していた著作権法違反の犯行を証明できないため、金酒公司を同法第101条規定により罰金刑を科すことはできない。よって無罪を告知すべきである。
6. 本件私人訴追人は欧陽○梅、李○正、張○原が販売を意図して、無断で複製する方法を以って他人の著作財産権を侵害したことを証明できる積極的証拠を提出せずにその証拠方法と証明が待たれる事実の関係を説明しており、原判決がファイルされた証拠資料に対して再び逐一分析し、対比したうえで斟酌したが、なお被告人等が有罪であるという心証を得ることができず、無罪を告知したことは、法において誤りが無い。私人訴追人は上告の趣旨において、事実審裁判所の証拠取捨及び証拠証明力判断による職権行使及び判決要旨に影響しない瑣末な事項について任意に指摘し、原判決ですでに説明されている事項について再び単純に事実上の論争をしており、法定の第三審上告要件を満たしているとはいえない。欧陽○梅が著作権法第91条第2項の販売を意図して無断で複製する方法を以って他人の著作財産権を侵害したとする私人訴追人による上告部分については法律に違反している手続きであるため、却下するものである。

本件私人訴追人は上告趣旨で、李○正、張○原が著作権法第91条第2項の著作権侵害を犯したとする私人訴追人の訴えに第一審が無罪判決を下した部分を原判決が維持したことについて、原判決に法令適用の憲法違反、又は司法院解釈に対する違背、又は判例に対する違背などの事由が有ったことをその上告理由とはしておらず、上記第三審の上告の法定要件を満たしているとはいえない。この部分の上告は法令に違反しているため、却下す

べきである。

欧陽○梅、李○正、張○原が著作権法第91条第1項、第91条の1第1項、第2項、第93条第1号の罪を共同で犯していること、及び金酒公司がその被用者即ち欧陽○梅、張○原及び代表者即ち李○正が業務を遂行する上で前述の各罪を犯していることから同法第101条第1項の規定により、該条の罰金を科すべきだと上告人が私人訴追する罰金部分については、刑事訴訟法第376条第1号の案件に該当し（上告趣旨五に指摘された部分を含む）、すでに第二審の判決が下されているため、第三審裁判所に上告することはできない。私人訴追人のこの部分の上告は明らかに法によって許されないため、併せて却下すべきである。

2015年11月11日  
最高裁判所刑事第一法廷  
裁判長 花満堂  
裁判官 韓金秀  
裁判官 洪昌宏  
裁判官 呉燦  
裁判官 蔡国在



台灣國際專利法律事務所

事務所:  
台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所  
© 2016 TIPLo, All Rights Reserved.